

がん患者医療用ウィッグや補整用具購入費用の一部助成を開始します

がん患者やがん経験者の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を応援し、療養生活の質がより良いものになるよう、アピアランスケア推進事業を行います。

●対象者

- 次の方全てに当てはまる人
- 申請時に市内に住所を有する
- がんと診断され、現にがんの治療を受けている、または過去にがん治療を受けた
- 県内他自治体から同様の助成を受けたことがない

●申請方法

- 次の方全てを直接提出または送付
- 申請書（市のホームページからダウンロード）

- がん治療を受療していることが分かる書類の写し（診療明細書など）
- 対象用具の購入に係る領収書と明細書の写し（対象者氏名・購入日・合計金額・品目・金額・個数）

- 申請者と補助対象者の本人確認書類の写し（運転免許証など）
- 補助金の振込口座の通帳の写し

●申請期限

令和5年4月10日
※令和3年4月1日～令和5年3月31日に購入したもの

補助対象となる用具と補助金額

区分	用具	助成額
医療用ウィッグ	◇医療用ウィッグ (医療用でないものは不可) ◇装着ネット ◇毛付き帽子	購入費(税込み)の2分の1 (1000円未満切り捨て) ※上限4万円
補整具など	◇補整パッド ◇補整下着 ◇専用入浴着 ◇弾性着衣(弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブ) ◇エピテーゼ(補整用人工物)	購入費(税込み)の2分の1 (1000円未満切り捨て) ※上限2万円(エピテーゼを含む場合は上限4万円)

※個数制限なし。補助は区分ごとに1人1回まで。付属品、ケア用品は対象外。
※医療保険や他の公的補助制度を活用できる用具は対象外。

●申請と問い合わせ先

健康課健康長寿担当(すこやか交流プラザ内) ☎011-2222-3222
32 瓦田4-2-1 すこやか交流プラザ内
☎(501)2222



小児・AYA世代がん患者の在宅療養を支援します

小児・AYA(小児・思春期・若年成人)世代のがん患者が、住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるようにするために、在宅サービスにかかる費用の一部を助成します。

※AYAとは、Adolescent and Young Adultの頭文字を取ったもの

●対象者

- 次の方全てに当てはまる人
- 市内に住所を有する40歳未満
- がん患者(介護保険における特定疾病としてのがんの定義および診断基準に当てはまる)
- 在宅での療養で、生活支援または介護が必要
- 他の事業で、同様の助成を受けることができない

●対象となるサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与・購入(車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、腰掛便座、入浴補助用具など)

●助成金額

サービスに要する費用(1ヵ月当たり上限6万円)の9割に相当する額
※6万円を超えた部分は自費となり

ます。

●利用方法

- 申請書と主治医の意見書を健康課に提出
- 利用決定後にサービスを受け、その領収書を添えて、助成の請求

※申請書は、申請先で配布またはホームページからダウンロードできます。



●申請と問い合わせ先

健康課健康長寿担当(すこやか交流プラザ内) ☎(501)2222